

重要

# 令和5年度補正予算一次公募 需要家主導型太陽光発電導入支援事業 説明会開催情報のご提出について



- 本事業においては、補助対象事業の要件vii（公募要領p.11）に記載の通り、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会を実施いただく必要がございます
- ただし、説明会開催情報については、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に記載の**資源エネルギー庁システム（FIT/FIP申請システム）は使用せず、事務局が定める様式に必要事項を記入の上、メールにて事務局宛にご提出願います**。詳細は下記をご確認ください

## 説明会開催情報のご提出方法および情報の取扱いについて

### 提出対象事業

- **全ての申請事業**
- ※ ただし、本書類の提出前に採択結果が公表され、不採択となった事業においては本書類の提出は不要です（詳細は「提出時期」を参照）

### 提出時期

- **原則、説明会開催予定日の2週間前（厳守）**までに提出
- ※ 応募申請時に説明会の開催が未定の場合には、予定が確定次第、追って本書類をご提出願います（ただし、本書類の提出前に採択結果が公表され、不採択となった事業においては、本書類の提出は不要です）
- ※ 既に説明会を開催した事業については、実績情報を記入の上、応募申請時に本書類をご提出願います
- ※ 応募申請前の説明会の開催を予定している場合には、先んじて本書類をご提出願います。開催予定日の2週間前までのご提出が困難な場合には事務局へご連絡ください

### 提出方法

- 事務局HPより「**説明会開催情報記入用フォーマット**」（Excel形式）をダウンロードし必要事項を記入の上、**事務局へメール送付**願います  
事務局メールアドレス：shinsei@saiene-support-r5h.jp

### 情報の取扱い

- 採択結果公表後に、採択事業者の説明会開催情報のみ事務局HPにて掲載予定

- ※ 説明会の開催に係るその他の事項につきましては、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠の上、ご対応願います。詳細は公募要領及びFAQをご確認ください
- ※ なお「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の解釈に関するお問合せは資源エネルギー庁の所定お問合せ窓口までご連絡願います